

## 岡山県市町村合併推進審議会条例（平成17年岡山県条例第73号）

### （目的）

第1条 この条例は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第60条第3項の規定により、岡山県市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （組織）

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

### （委員）

第3条 委員は、地方自治に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### （会長及び副会長）

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第5条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （委員以外の者の意見の陳述）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を述べ、又は説明させることができる。

### （庶務）

第7条 審議会の庶務は、企画振興部において行う。

### （その他）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。